

車両の売却に伴う仕様書

1. 売却する車両は、八街市（以下「市」という）が所有する小型貨物車両（ニッサンADバンTB-VFY11。以下「本車両」という。） 1台とする。
2. 市が売却を予定した車両を買い取るものとする。
3. 本車両の搬出・運搬、売却、車両整備に伴う費用は買受人の負担とする。
4. 市が指定する納入期限内に売り払い金を納入すること。
5. 売り払い金納入後車両検査証を受領し、抹消登録を行い市が指定する日時において本車両の引き渡しを行うものとする。
6. 車両の引き渡し場所は、八街市クリーンセンター内とする。
7. 運搬・搬出作業において買受人は安全確認に十分に配慮するものとし、事故、トラブル等があった際、市は一切の責任を負わないものとする。
8. 市章及びマスコットのシールがある場合は必ず剥がすこと。
9. この仕様書に記載のない事項については市と買受人との協議の上決定するものとする。